

日本公認会計士協会中国会の概要

2022年6月



目次

1. 業務内容
2. 体制
3. 中国会会員数
 - 1-2.中国会会員数の推移
 - 1-3.部会ごとの会員数の推移
 - 1-4.全国の会員数
4. 重点施策
5. 委員会組織
6. 監査法人事務所の設置状況
7. 連絡先

1. 業務内容

中国会は全国に16ある日本公認会計士協会の支部組織（地域会）の一つで、5つの部会で構成されています。

○ 日本公認会計士協会について

日本公認会計士協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年（昭和24年）に任意団体として発足し、1966年（昭和41年）に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年（平成16年）4月には、特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）となりました。

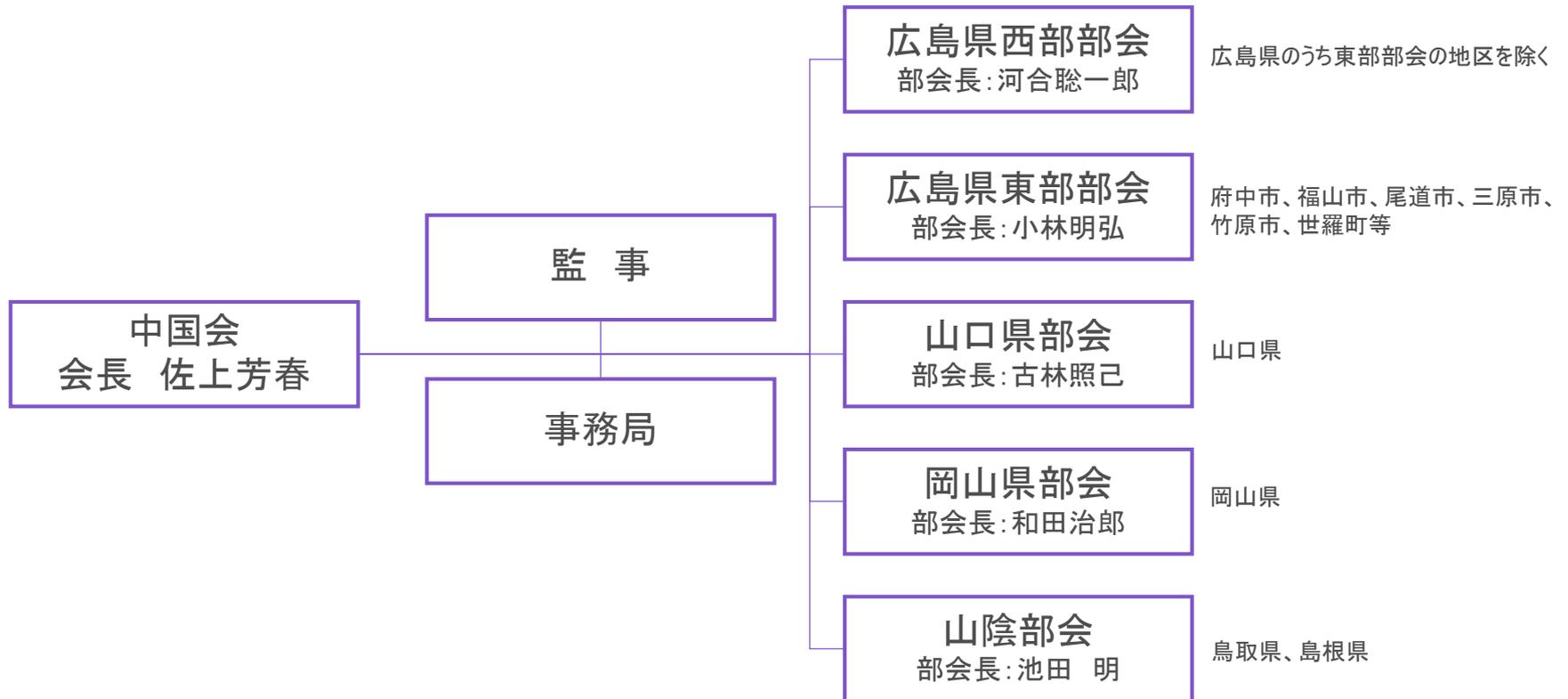
日本公認会計士協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として透明性と中立性を持った組織運営を行っており、また、全国に支部として地域会（16地域会）を置き、それぞれの地域会所属会員の資質向上につとめるとともに、地域会に密着した活動を行っています。

会員数は公認会計士が約2万8千人、監査法人が217法人で、このほか、公認会計士となる資格を有する者や会計士補等を合わせた準会員が約7千人います。

○ 公認会計士の使命（公認会計士法 第一条）について

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としています。

2.体制



3. 中国会会員数

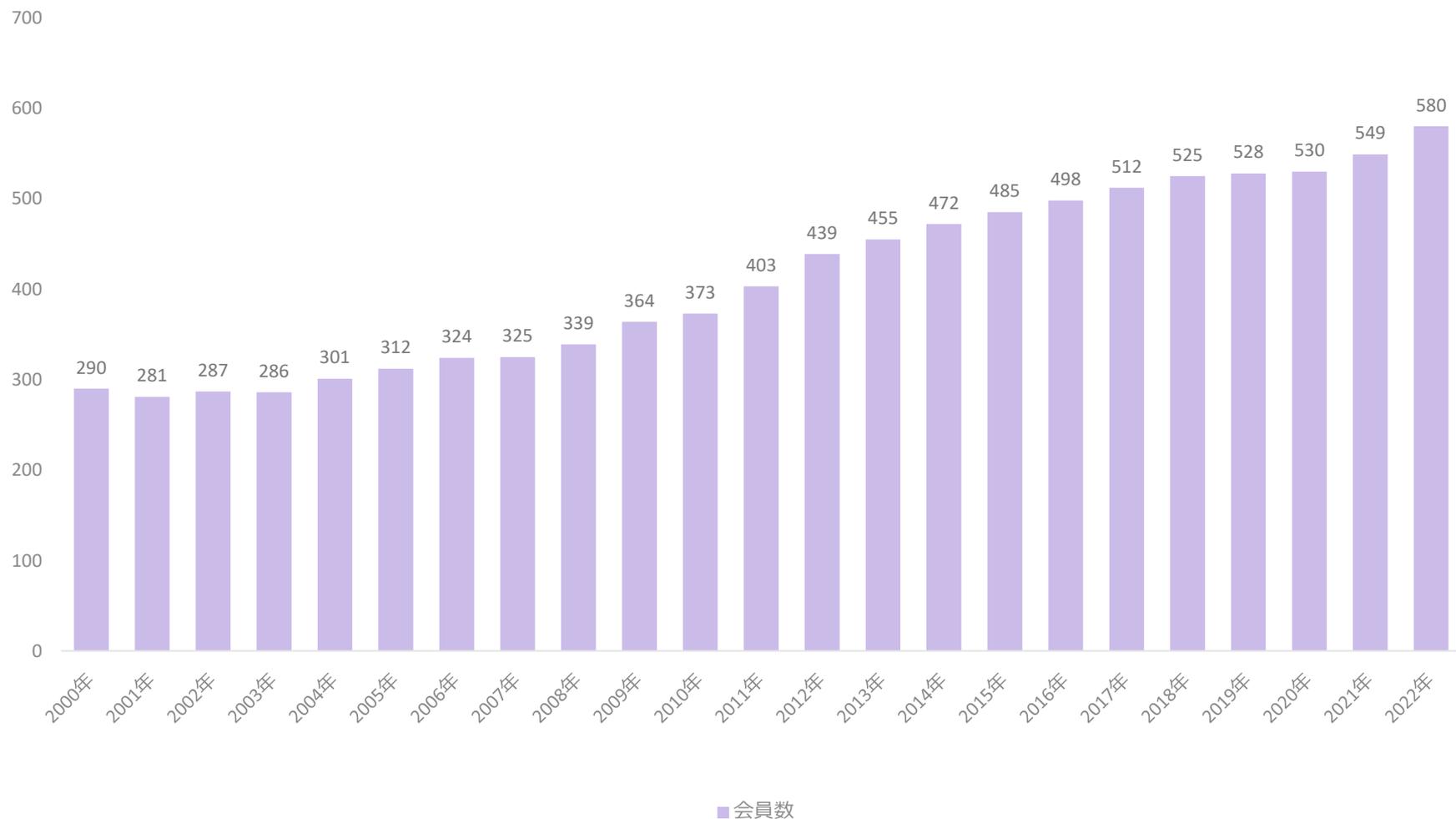
2022年3月31日現在

部 会	会 員	うち 女性 会員数	準会員			うち 女性 会員数	計	うち 女性 会員数		
			1号	2号	4号					
1	広島県西部	233	33	0	4	53	12	290	45	
2	広島県東部	39	1	0	0	2	0	41	1	
3	山口県	45	4	0	0	4	0	49	4	
4	岡山県	137	10	0	1	14	3	152	13	
5	山陰	島根	23	1	1	0	1	0	25	1
		鳥取	19	1	0	2	2	1	23	2
		小計	42	2	1	2	3	1	48	3
合 計		496	50	1	7	76	16	580	66	

※ 2号準会員は会計士補、4号準会員は公認会計士試験に合格した者

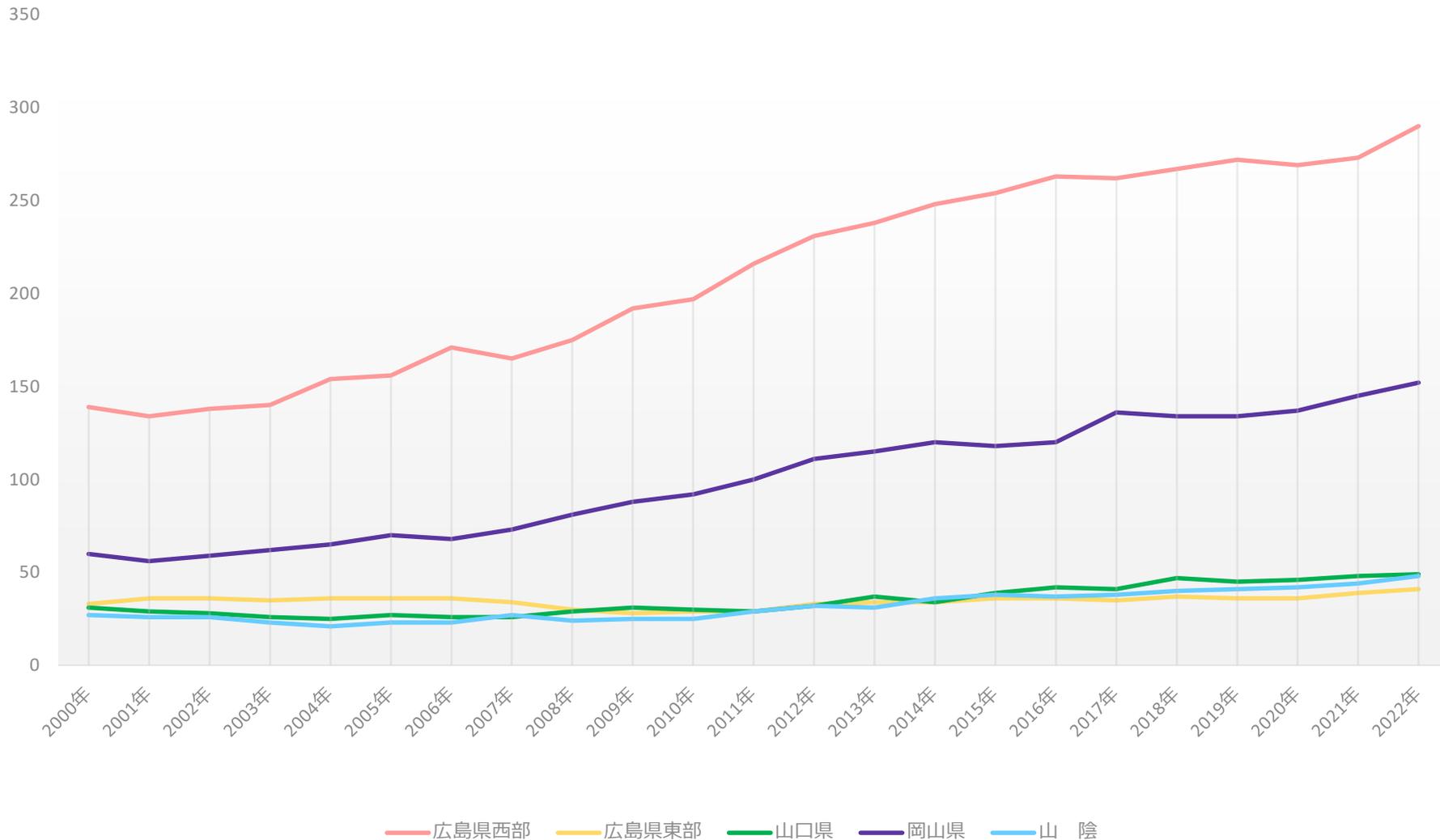
1-2. 中国会会員数の推移

2022年3月31日現在



1-3. 部会ごとの会員数の推移

2022年3月31日現在



1-4. 全国の会員数

2022年3月31日現在

種 別 地域会	会 員				準 会 員					合 計	構成比
	公認 会計士	外国公認 会計士	監査 法人	計	一号 準会員	二号 準会員	三号 準会員	四号 準会員	計		
北海道	384	0	6	390	0	3	0	53	56	446	1.08%
東北	433	0	3	436	0	5	0	67	72	508	1.23%
埼玉	816	0	0	816	4	32	0	127	163	979	2.38%
千葉	801	2	1	804	2	32	0	85	119	923	2.24%
東京	19,496	0	178	19,674	34	281	0	4,525	4,840	24,514	59.57%
神奈川県	1,672	0	3	1,675	10	40	0	220	270	1,945	4.73%
東海	2,162	0	14	2,176	4	35	0	422	461	2,637	6.41%
北陸	303	0	1	304	0	4	0	35	39	343	0.83%
京滋	714	0	9	723	7	9	0	147	163	886	2.15%
近畿	3,710	0	35	3,745	12	29	0	960	1,001	4,746	11.53%
兵庫	847	0	4	851	9	21	0	118	148	999	2.43%
中国	496	0	5	501	1	7	0	76	84	585	1.42%
四国	242	0	5	247	1	1	0	31	33	280	0.68%
北部九州	826	0	5	831	0	14	0	165	179	1,010	2.45%
南九州	223	0	3	226	0	3	0	22	25	251	0.61%
沖縄	90	0	1	91	0	1	0	8	9	100	0.24%
合 計	33,215	2	273	33,490	84	517	0	7,061	7,662	41,152	

4. 重点施策

1. 公認会計士に対する信頼の確立	外部に対しては、マスコミ関係者より一層の係りを持つことも含めて、公認会計士の認知度向上に努める。 また、内部に対しては、職業的専門家としての倫理性の徹底と知識の卓越性を促進するような研修を行う。これらによって、社会からの信頼性が高まるようにする。
2. ステークホルダーエンゲージメント	会計情報の信頼性・組織の内部統制の充実という点においては、監査役・監事とは互恵関係にあり協働の面がある。それ故、日本監査役協会と連携を図り、監査役や監事との合同研修会を開催する。コロナ禍や、遠隔地からでも参加しやすい環境を図るために、リモートでの研修会となることもあり得る。 中国財務局、中国経済産業局、広島国税局、広島国税不服審判所等の行政組織と密接な交流を行い、経済社会に貢献するネットワークの構築に努める。 商工会議所との交流を行い、ネットワーク構築を試みる。 中小企業の事業承継等が喫緊の課題となっている現状を鑑み、他士業団体等と連携してこの課題に積極的に関与し、円滑な事業承継が進むことを通じて地域経済の活性化に貢献していく。
3. 人財の確保・育成	人財確保の一助として、高校・大学において、「公認会計士制度説明会」を引き続き積極的に開催し、公認会計士を目指す若者が増加するよう努力する。従来、訪問していなかった学校に対しても説明会を行うよう試みる。 人材の育成としては、会員等の業務に密接に関係するテーマの研修会を開催し、会員等の能力向上に貢献する。例えば、海外展開・海外取引を行っている顧客企業からの要望に応えられるよう、会員に対して、国際税務・国際法務の研修会を開催する。また、CPEの達成率が更に高まるよう、会員に対して支援活動を行う。 中国会の直接の組織ではないものの、中国会の会員が活動している組織内会計士協議会、女性会計士活躍促進協議会、東京実務補習所広島支所の活動を支援する。
4. 社会からのニーズの充足	非営利法人（社会福祉法人・社会福祉連携推進法人・医療法人・農協・漁協）の法定監査導入スケジュールを注視し、「監査難民」が生じないようにする。そのためには、監査対象法人の把握に努め、その結果を会員に開示するとともに、研修を行う。新たな監査対象法人としては、社会福祉連携推進法人が2022年4月から、漁協が2023年4月からである（社会福祉法人の監査範囲の拡大は延期となっている）。 地方公会計の財務書類に対する外部監査が導入されるよう、地方公共団体、地方議会議員等に対する研修会を積極的に開催する。コロナ禍や遠隔地対応も考えて、リモートでの開催を考慮する。 会計基礎教育の推進のため、「ハロー！会計」の開催を拡大させる。そのためには、引き続き、各県や主要市の教育長を訪問し、「ハロー！会計」の開催を要望していく。 監査業務以外の分野においても、会計専門家としての公認会計士の知見を活用したいという社会的ニーズに応じて、「地域社会に貢献する公認会計士」としての評価が高まるよう、業務を通じて地域社会に貢献するよう努める。例えば、会員等に対し地方公共団体等の審査委員等への就任を積極的に促し、社会の期待に応えるよう努める。
5. 会務運営の生産性・透明性	コロナ禍対応や遠隔地からの研修参加というリモート対応を含めて、事務局の業務がより効率化し、在宅勤務でも支障が生じることがないように、IT基盤を充実させる。 持続可能な財政基盤が前提となるが、剰余金が生じる場合は会員等のための、福利厚生・研修の充実に活用する。 事務局移転や移転先に関しては、会員等の利便性の向上、コストアップによる会員等の負担増、事務所規模の適切性と周辺環境を主な観点として、妥当性を検討する。その方向性は、過年度において移転プロジェクトチームと役員会で決められ、移転の予算は確保されているものの、決定後の状況変化も考慮して、さらなる検討を行う。

5. 委員会組織

No.	中国会委員会名	職務
1	総務委員会	1 総会及び役員会に関する事項 2 官公署等外部の団体、日本公認会計士協会、規約第36条に定める部会及び各委員会との連絡に関する事項 3 諸規則等の制定・改廃に関する事項 4 会員・準会員に関する事項 5 事務局に関する事項 6 その他各部各委員会に属さない事項
2	財務経理委員会	1 予算、決算に関する事項 2 金銭及び物品の出納、保管、財産管理に関する事項 3 経理細則に定めてある財務諸表、会計帳簿及び証憑書類の整理、保管に関する事項
3	厚生委員会	1 会員及び家族、従業員の福利厚生に関する事項 2 会員の慶弔に関する事項
4	CPE委員会	継続的専門研修の企画、立案及び実施に関する事項
5	広報委員会	1 中国会会報の企画実施に関する事項 2 地域社会に対する公認会計士の制度の広報活動に関する事項
6	監査・保証実務委員会	監査の理論及び実務の研究調査に関する事項
7	IT委員会	情報技術の進展に伴う会員業務の対応にかかる研究調査に関する事項
8	会計制度委員会	会計の理論及び実務の研究調査に関する事項
9	公会計委員会	1 公企業、地方公共団体等の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 本部公会計協議会及び同協議会地方公共団体会計・監査部会との連絡調整に関する事項
10	非営利法人委員会	1 非営利法人の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 社会福祉法人等監査の公正円滑な推進に関する事項 3 本部公会計協議会社会保障部会との連絡調整に関する事項
11	学校法人委員会	1 学校法人の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 学校法人監査の公正円滑な推進に関する事項
12	中小事務所等支援委員会	中小事務所が行う業務の円滑な遂行及び改善進歩のために必要な施策の検討に関する事項
13	中小企業支援委員会	中小企業の経営管理の理論及び実務の研究調査に関する事項
14	税務業務委員会	1 税務に関する理論及び実務の研究調査に関する事項 2 税務に関する研修会に関する事項 3 本部税務業務協議会との連絡調整に関する事項

6. 監査法人事務所の設置状況

部会	大手・準大手監査法人					地場 監査法人
	あずさ	トーマツ	EY新日本	太陽	仰星	
広島県西部	広島事務所 (広島市)	広島事務所 (広島市)	広島事務所 (広島市)	中国・四国 事務所 (広島市)	広島オフィス (広島市)	昭和 (広島市) アイル (広島市)
広島県東部						
山口県	下関オフィス (下関市)					長州 (宇部市)
岡山県	岡山オフィス (岡山市)	岡山事務所 (岡山市)				ACアーネスト (岡山市) イースト・サン (岡山市)
山陰	鳥取					
	島根					

7. 連絡先

日本公認会計士協会中国会

所在地：〒730-0037

広島市中区中町7番23号

住友生命広島平和大通り第2ビル5階

電話番号：(082) 248-2061

FAX番号：(082) 242-1467

ホームページ：<https://chugoku.jicpa.or.jp/>

お問い合わせは、ホーム画面トップメニューの『お問い合わせ』をご利用ください。

